

災害発生時等における八潮市内保育施設の臨時休園等のガイドライン

令和4年2月17日

1 目的

台風、集中豪雨、地震等の災害発生時等において、市内保育施設が平常時の保育を継続できないおそれがある場合に、児童や保護者、職員の安全を守るため、市内保育施設の臨時休園等の対応について、ガイドラインを定めるものである。

なお、本ガイドラインは、災害の発生状況等を踏まえ、随時見直しを行う。

2 対象保育施設

市立保育所、私立認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所

3 臨時休園等（臨時休園、登園自粛、お迎えの要請）の判断基準

市は、本ガイドラインに基づき、保育施設の臨時休園等を判断する。

ただし、震度5弱以上の地震及び公共交通機関の運休・計画運休に伴う対応については保育施設の状況によることから、保育施設は、本ガイドラインに基づき、市と事前に協議をした上で、臨時休園等を行うことができる。

なお、災害の状況等によって市からの臨時休園等の連絡が間に合わない場合には、保育施設は市ホームページ等において情報収集・確認を行い、本ガイドラインに基づき臨時休園等を判断する。

（1）風水害（台風、集中豪雨等）が発生する恐れがある場合

- ①市が警戒レベル3（高齢者等避難）以上の避難情報を発令した場合
- ②本市に気象庁から警戒レベル5相当（特別警報等）の防災気象情報が発令された場合

避難情報等の発令状況	開園前	開園後（児童登園後）
警戒レベル5 緊急安全確保	【臨時休園】 ・避難情報等が解除され、安全が確認されるまで受け入れしない。	【登園児童のお迎えの要請】 【全児童降園後に臨時休園】 ・保護者に速やかなお迎えを要請する。ただし、保護者のお迎えや児童の引き渡しが危険な場合は、安全な状況になってから対応する。 ・避難情報等が解除され、安全が確認されるまで受け入れしない。
警戒レベル4 避難指示		
警戒レベル3 高齢者等避難		
警戒レベル5相当 特別警報等	【同上】	【同上】

※上記基準によらず、総合的な判断により保育施設の臨時休園等を決定する場合がある。

(2) 市内で震度5弱以上の地震が発生した場合

震度	開園前		開園後（児童登園後）
震度5弱以上の地震	市が判断する場合	<p>【臨時休園】</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全な保育が可能と判断されるまで、受け入れしない。 	<p>【登園児童のお迎えの要請】</p> <p>【全児童降園後に臨時休園】</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全な保育が困難と判断される場合は、保護者に速やかなお迎えを要請する。 安全な保育が可能と判断されるまで、受け入れしない。
	保育施設が判断する場合	<p>【臨時休園・お迎えの要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育施設の状態により、保育施設の判断で行うことができる。 臨時休園・お迎えの要請を行う場合は、市に事前に協議する。 	

(3) 公共交通機関の運休・計画運休等により、送迎や保育運営等が困難になる恐れがある場合

運行状況	開園前		開園後（児童登園後）
公共交通機関の運休・計画運休	市が判断する場合	<p>【登園自粛】</p> <p>【臨時休園】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者の送迎や職員の通勤障害等により保育運営等が困難な場合は、臨時休園となる場合がある。 	<p>【登園児童のお迎えの要請】</p> <p>【全児童降園後に臨時休園】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者に速やかなお迎えを要請する。
	保育施設が判断する場合	<p>【臨時休園・登園自粛・お迎えの要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育施設の状態により、保育施設の判断で行うことができる。 臨時休園・登園自粛・お迎えの要請を行う場合は、市と事前に協議する。 	

4 保育施設の再開の判断基準

市は、本ガイドラインに基づき、避難情報等の解除後または災害発生後において、安全が確認され、保育の提供が可能と確認した場合は、速やかに保育施設の再開について判断する。

ただし、災害等の状況によって、市からの避難情報解除等の連絡が間に合わない場合、保育施設は、市ホームページ等において情報収集・確認を行い、本ガイドラインに基づき保育施設の再開を判断することができるものとする。

保育施設は、次の確認事項等を確認し、安全に保育が提供できる状況を確認した上で、保育施設を再開し、再開の旨を市に報告する。

(1) 確認事項

- ①施設の安全の確保
- ②施設周辺の安全の確保
- ③ライフラインの状況（電気、水道、ガス、交通等）
- ④職員体制の確保
- ⑤昼食等の提供（昼食、飲み物、おやつの提供等。一時的に弁当持参等を検討。）
- ⑥その他、安全確認に必要な事項

5 臨時休園等及び再開する場合の周知

(1) 市の対応

臨時休園等を決定した際は、速やかに各保育施設に通知する。また、ホームページや840メール等を活用し、周知に努める。

(2) 保育施設の対応

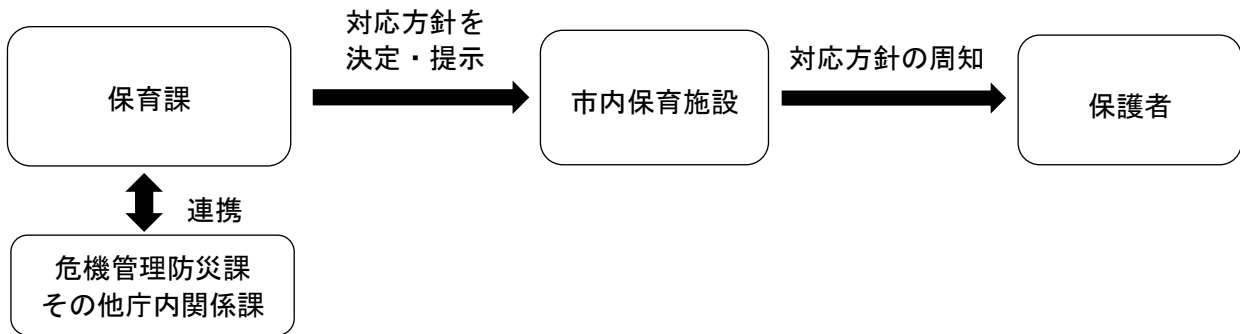
市からの通知を受け、速やかに保護者へ周知する。また、保育施設の判断により臨時休園等を行う場合は、速やかに市に連絡する。

6 保護者への事前周知及び連絡体制

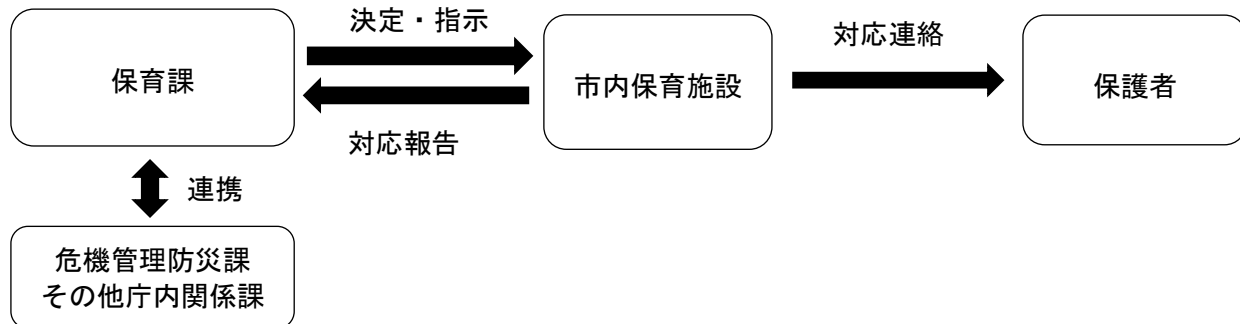
本ガイドラインによる臨時休園等については、保育施設において入園説明会等で保護者に周知し、理解を得るものとする。

【災害発生時の連携体制】

○事前の周知



○災害発生時



【警戒レベル、避難情報・気象情報、とるべき行動】

警戒レベル	避難情報 気象情報	とるべき行動	発令
警戒レベル5	緊急安全確保	災害が発生または差し迫っている状況。命を守るための最善の行動を取る。	八潮市が発令
警戒レベル4	避難指示	危険な場所から全員避難する。避難場所への移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や建物の内の安全な場所に避難する。	
警戒レベル3	高齢者等避難	避難に時間を要する人とその支援者は危険な場所から避難する。その他の人は避難の準備を整える。	
警戒レベル2	大雨・洪水注意報	避難に備え、避難場所や避難経路、避難のタイミングなど、自らの避難行動を確認する。	気象庁が発令
警戒レベル1	早期注意情報	防災気象情報等の最新情報に注意して、災害の心構えを高める。	

※出典：八潮市地域防災計画